答 申 情 第 4 9 号 平成 2 7 年 9 月 1 4 日

京都市長様

京都市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 佐 伯 彰 洋 (事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 平成27年2月20日付け都住政第815号による諮問 公文書紛失届出書の公文書公開決定についての異議申立てに対する決定(諮問情第77 号)
- (2) 平成27年2月20日付け都住政第817号による諮問 廃棄簿冊目録の廃棄を記載した文書の不存在による非公開決定事案についての異議申立 てに対する決定(諮問情第78号)

## 1 審査会の結論

実施機関が行った公文書公開決定処分及び不存在による非公開決定処分は妥当である。

#### 2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成26年12月3日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、次のア及びイの公文書の公開請求(以下、それぞれ「本件請求ア」及び「本件請求イ」という。)をした。

## <公開請求のあった文書>

平成26年8月5日付(京都市指令都住政第64号)不存在による非公開決定通知 書の公開請求に係る公文書を保有していない理由のうち、廃棄簿冊目録について、

- ア 平成9年度から平成18年度までの廃棄簿冊目録については、「保存年限の経過により廃棄したため」としているが、これに係る廃棄を記載した文書
- イ 平成19年度及び平成20年度の廃棄簿冊目録については、「保存年限は到来していなかったが、廃棄したため」としているが、これに係る廃棄の理由を記載した文書
- (2) 実施機関は、本件請求アに対しては、「平成9年度から平成16年度までの廃棄簿冊目録の廃棄を決定した文書(平成11年度から平成18年度までの廃棄決定文書)については、保存年限(1年)の経過により廃棄したため。平成17年度及び平成18年度の廃棄簿冊目録の廃棄を決定した文書(平成19年度及び平成20年度の廃棄決定文書)については、保存年限(30年)は到来していないが廃棄したため。」との理由を付し、不存在による非公開決定をし、平成26年12月19日付けで、異議申立人に対し通知した(以下「本件処分1」という。)。
- (3) また、実施機関は、本件請求イに対しては、「公文書紛失等届出書」(平成26年8月5日付け)を特定し、同届書の公開決定をし、平成26年12月19日付けで、異議申立人に通知した(以下「本件処分2」という。)。
- (4) 異議申立人は、平成27年1月22日に、本件処分1及び本件処分2を不服として、 行政不服審査法第6条の規定により、本件処分1及び本件処分2を取り消すことを求め る異議申立てをした。

# 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

公文書公開決定通知書,不存在による非公開決定通知書,理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る経過について

異議申立人が本件請求をするまでに至った経過の概要は、次のとおりである。

- ア 異議申立人は、平成26年4月21日付けで、実施機関に対し、平成9年度以降の特定優良賃貸住宅(以下「特優賃」という。)に係る公文書の保存期間(保存期間延長を含む。)を記載した公文書の公開請求をしたが、実施機関は、これに対し、次に掲げる公文書の公開決定をし、同年5月3日に公開した。
  - 京都市文書保存分類表 (平成9年度~平成18年度)
  - · 公文書簿冊目録(平成19年度~平成25年度)
  - · 廃棄簿冊目録(平成21年度~平成25年度)
  - · 保存期間延長簿冊目録(平成22年度)
- イ 異議申立人は、平成26年7月23日付けで、実施機関に対し、次に掲げる公文書の公開請求をした。

平成9年度から平成25年度までの

- 京都市文書保存分類表
- 公文書簿冊目録
- 廃棄簿冊目録
- 保存期間延長簿冊目録
- ウ 実施機関は、上記イの請求に対し、次に掲げるとおり、公開決定及び不存在による 非公開決定をし、平成26年8月5日付けで、異議申立人に通知した。

<公開決定をした文書>

- 京都市文書保存分類表 (平成9年度~平成18年度)
- · 公文書簿冊目録(平成11年度~25年度)
- 廃棄簿冊目録(平成21年度~平成25年度)
- · 保存期間延長簿冊目録(平成22年度)

<不存在による非公開決定をした文書>

- 京都市文書保存分類表 (平成19年度~平成25年度)
- 公文書簿冊目録(平成9年度及び平成10年度)
- 廃棄簿冊目録(平成9年度~平成20年度)

· 保存期間延長簿冊目録(平成9年度~平成21年度,平成23年度~平成25年度)

なお、請求に係る文書の特定を進める中で、本来保有しているべき公文書である「平成19年度及び平成20年度廃棄簿冊目録」について、誤って廃棄していたことが判明したため、平成26年8月5日付けで、誤廃棄に係る「公文書紛失等届出書」を作成し、総合企画局情報化推進室情報管理課長に届け出た。

エ 本件請求は、上記ウの不存在による非公開決定通知書の「公開請求に係る公文書を 保有していない理由」欄に記載した廃棄簿冊目録の廃棄に関して行われたものである。

## (2) 本件処分1について

- ア 本件請求アにおいて,「平成9年度から平成18年度までの廃棄簿冊目録については,保存年限の経過により廃棄したため」の廃棄を記載した文書は,各年度の廃棄決定文書が該当する。なお,この廃棄決定文書には,廃棄簿冊目録が添付されている。
- イ 廃棄決定文書は、平成18年度までは、保存期間が1年であったが、平成19年度からは、保存期間が30年に改正された。
- ウ 例えば、平成9年度に作成した廃棄決定文書は、平成10年度末に保存期間が経過することになり、平成11年度に廃棄を決定することになる。そして、当該廃棄を決定した文書は、平成12年度末に保存期間が経過することになり、平成13年度に廃棄されることとなる。
- エ また、平成17年度に作成した廃棄決定文書は、平成18年度末に保存期間が経過することになり、平成19年度に廃棄を決定することになる。そして、当該廃棄を決定した文書は、平成49年度末に保存期間(30年)が経過することになり、平成50年度に廃棄されることとなる。
- オ 以上のことから、本件請求アにおいて、平成17年度及び平成18年度に作成した 廃棄簿冊目録の廃棄を記載した廃棄決定文書については、保存期間が30年であり、 本来であれば現存しているべきであるが、これらの文書について、文書管理システム 上で検索するとともに、紙文書がないか倉庫等の探索を行ったものの発見できず、誤 って廃棄していたことが判明した。
- カ そのため、結果として、本件処分1のとおり不存在による非公開決定を行ったものである。

## (3) 本件処分2について

ア 本件請求イにおいて、「平成19年度及び平成20年度の廃棄簿冊目録については、 保存年限は到来していなかったが、廃棄したため」の廃棄の理由を記載した文書は、 「公文書紛失等届出書」が該当する。

- イ そのため、本件処分2を行ったものである。
- ウ なお、異議申立書には、「「平成26年11月28日付の異議申立人宛ての調査書」 に於て、事実と異なる記述がある事から、同届出書は本件処分の理由としての根拠と ならない。(虚偽文書ではないか)」との記載がある。
- エ これに係る主な経過は、次のとおりである。
  - (ア) 平成26年10月23日 「市長への手紙」(以下「手紙①」という。)の到達 京都市特定優良賃貸住宅である2棟の建築物(以下「特定建築物」という。)が京 都市特定優良賃貸住宅建設基準(以下「特優賃建設基準」という。)に該当しない こと及び特優賃建設事業費補助金額の算定に架空計上があったこと等について指 摘があった。
  - (イ) 平成26年11月28日 手紙①に対する回答

手紙①の内容について、実施機関が確認した結果、手紙①で異議申立人が指摘した箇所については特優賃建設基準に適合しており、また、特優賃建設事業費補助金額についても、その算定は適切に行われており、架空計上はなかったため、この旨を回答した。

- (ウ) 平成26年12月15日 「市長への手紙」(以下「手紙②」という。)の到達 平成26年11月28日付けの実施機関からの回答について、誤りの指摘があった。
- (エ) 平成27年 1月22日 手紙②に対する回答

平成26年11月28日付けの実施機関からの回答のとおり、特優賃建設基準の 不適合はなく、また、特優賃建設事業費補助金額の架空計上はない旨、回答した。

オ 上記のとおり、異議申立人に対しては、手紙①の指摘に関しては誤りがない旨、再 三に渡り回答しているが、納得されていない。そのため、本件処分2に係る異議申立 書に、「虚偽文書ではないか」との記載をするに至ったのではないか、と推察される。

#### 5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分1について

公文書を保有していない理由に信憑性が希薄である。保存期間30年の公文書を廃棄し、しかも保存年限が到来していないという理由は、文書管理規程と文書管理実施上整合性がない。本件処分1に係る実施機関の説明については、部外者の異議申立人には確認できることではなく、実施機関の主張は根拠を示していない。

# (2) 本件処分2について

ア 請求対象公文書に係る「公文書紛失届」の担当部署住宅政策課の情報公開

は不誠実不十分であり、且つ、同届出者の住宅政策課長には、「平成26年 11月28日付の異議申立人宛ての調査書」に於て、事実と異なる記述がある事から、同届出書は処分の理由としての根拠とならない。(虚偽文書ではないか)

- イ 「公文書紛失届」に係る情報である特定建築物のうち1棟の平成10年度 ~14年度の特優賃家賃減額補助金実績報告書集計表の公開請求に対して、 実施機関は、
  - ・平成26年12月16日付及び平成26年8月20日付により不存在による非公開決定を行い,
  - ・平成26年6月18日付により公文書公開決定を行い,
  - ・平成26年10月2日付により公文書公開決定(平成12年度~14年度) を行なうが、平成23年6月3日付分の請求対象公文書であるとの虚偽の 理由を記載して情報公開をした。

実施機関が、理由説明書等で[誤廃棄]を主張する廃棄簿冊目録は、廃棄されていない証左である。

- ウ 同時に、実施機関が、[誤廃棄]を主張する2冊の廃棄簿冊目録は、平成25年5月2日付(京都市指令都住政第9号)市長決定書において、『実施機関が特定建築物の認定外住宅に特優賃利子補助金を支出したが、当該支出負担行為文書が不存在である』との対応を行った主張の根拠となるのが、2冊の廃棄簿冊目録である。実施機関は、それを、[誤廃棄]したと主張する。実施機関が、当該『誤廃棄』を主張する目的は、当該支出(特優賃住宅に合築の認定外住宅に対する特優賃利子補給)に公益性が存するとの主張を押し通すことにあるらしい。
- (3) 特定建築物は建築基準関係法令に違反しており、違法建築物に対する特優賃認定という無効に該当する行政行為が存在する。これまで実施機関が異議申立人に交付した虚偽文書は全て違法な行政行為の存在を隠蔽する行為であった。また、特定建築物の建設事業補助金の受給に当たり架空水増しが行われている。よって、条例第7条第2号ただし書きア及びイに該当する情報として公開を求める。

# 6 審査会の判断

当審査会は,実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し,次のとおり判断する。

(1) 本件請求の対象となる公文書について

本件請求アは、「平成9年度から平成18年度までの廃棄簿冊目録に係る廃棄を記載した文書」であり、実施機関は平成11年度から平成20年度までの各年度の廃棄決定文

書を特定したうえ、廃棄したことを理由に不存在による非公開決定を行っている。

本件請求イは、「平成19年度及び平成20年度の廃棄簿冊目録に係る廃棄の理由を記載した文書」であり、実施機関は「公文書紛失等届出書」を公開した。当該届出書には、届出者、紛失等の種別、原因及び経過、公文書(又は簿冊)の名称・年度等の欄があり、平成19年度廃棄簿冊目録及び平成20年度廃棄簿冊目録に関する記録が記載されている。

#### (2) 本件処分1について

ア 異議申立人は、実施機関が公文書を保有していないとした理由は信憑性が希薄であり、また、その説明も部外者の異議申立人には確認できることではなく、実施機関は 根拠を示していないと主張する。

- イ 実施機関は、平成9年度から平成16年度までの廃棄簿冊目録の廃棄を決定した文書(平成11年度から平成18年度までの廃棄決定文書)については、1年の保存年限の経過により廃棄し、公文書が存在しないとしている。この点は、文書管理規程に基づいて行った通常の事務処理であり、特に問題がないことは明らかである。
- ウ 次に、実施機関は、平成17年度及び平成18年度の廃棄簿冊目録の廃棄を決定した文書(平成19年度及び平成20年度の廃棄決定文書)については、文書管理システム上、及び紙文書も含めて探索をしたが発見できず、保存年限(30年)は到来していないが廃棄したとしている。

この点について、実施機関に更に詳しい説明を求めたところ、廃棄決定文書は、平成18年度までは保存期間が1年であったが、平成19年度分から保存期間が30年に改正され、この改正に対応できなかったため、誤って廃棄したものと思われるとのことである。

当審査会において確認したところ、確かに平成20年4月に廃棄決定文書の保存期間を改正する旨の通知が出されており、実施機関が誤って廃棄したという公文書も、当該改正通知の発出された時期と符合している。実施機関が、現存しているべき公文書を誤って廃棄したことは、公文書の管理上不適切な事務処理であったと言わざるを得ないが、廃棄に至る説明は事実と一致しており、実施機関の説明に特段不合理な点があるとは認められない。

# (3) 本件処分2について

実施機関が公開した「公文書紛失等届出書」の「原因及び結果」の欄に, 異議申立人が求める平成19年度及び平成20年度の廃棄簿冊目録の「廃棄の理由」が記載されており, 実施機関が当該届出書を請求に係る文書として特定し, 公開したことは, 適切な対応である。

なお、異議申立人は、異議申立書において、「平成26年11月28日付の異議申立 人宛ての調査書」に於て、事実と異なる記述があることから、同届出書は本件処分の理 由としての根拠とならない(虚偽文書ではないか)と主張するが、上記(2)ウで述べたとおり平成19年度及び平成20年度の廃棄決定文書の誤廃棄について、実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

#### (4) その他

ア 異議申立人は、過去に特優賃家賃減額補助金実績報告集計表の公文書公開請求を行った際に、実施機関が一度不存在による非公開決定をし、後に公開決定を行ったという過去の対応について指摘し、実施機関が誤廃棄を主張する廃棄簿冊目録は、廃棄されていない証左であると主張する。

この点について、実施機関から聴取したところ、確かに、探索対象の公文書が大量にあった等の理由で異議申立人が指摘する事実があったとのことであり、実施機関には、公文書を適切に管理し、公開請求に対して適切に対応することが求められるが、上記(2)のとおり、本件処分1に係る公文書の不存在に係る実施機関の説明に不合理な点はないので、異議申立人の主張する事実をもって、直ちに本件処分1及び本件処分2を取り消すべき理由とはならない。

- イ その他, 異議申立人は, 特定建築物は違法建築物であり, 違法な補助金支出が行われている等様々な主張を行い, 条例第7条第2号ただし書の規定に該当する文書であるので公開を求めるとしているが, 本件異議申立ての争点は公文書の存否であり, 非公開情報に該当するかどうかではないため, その主張を検討する必要はない。
- (5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

# (参 考)

1 審議の経過

平成26年12月26日 諮問

平成27年 1月30日 実施機関からの理由説明書の提出

2月27日 異議申立人からの意見書の提出

7月13日 実施機関の職員の理由説明(平成27年度第4回会議)

8月 4日 審議(平成27年度第5回会議)

9月14日 審議(平成27年度第6回会議)

- ※ 異議申立人から意見陳述の希望があったが、その後取り下げられたため、意見の聴取は行わなかった。
- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会 第1部会(部会長 佐伯 彰洋)